



鳥取県公報

平成13年 3月30日(金)
号外第35号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則（県民室）…………… 1

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

- 1 現行の総務部県民室、中部県民局及び西部県民局に加え、新たに日野総合事務所県民局を知事の資産等報告書等の閲覧場所とすることとした。（第7条関係）
- 2 この規則は、平成13年4月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第24号

鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県知事の資産等の公開に関する規則（平成7年鳥取県規則第104号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（報告書の閲覧） 第7条 略 2 略 3 閲覧は、鳥取県総務部県民室、鳥取県中部県民局、 <u>鳥取県西部県民局又は鳥取県日野総合事務所県民局で、</u> 執務時間中にしなければならない。 4～6 略	（報告書の閲覧） 第7条 略 2 略 3 閲覧は、鳥取県総務部県民室、 <u>中部県民局又は西部</u> <u>県民局で、</u> 執務時間中にしなければならない。 4～6 略

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

